

入 札 公 告

[特定JV対象工事用（総合評価一般競争入札（事後審査方式））]

~~[ゼロ債務負担行為 活用工事]~~

~~[余裕期間 設定工事]~~

[電子契約対象工事]

~~[一括審査方式対象工事]~~

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、及び電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の〇件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事の入札である。入札にあたっては、本公告2(4)、6(1)、6-2、9(3)、9(4)に留意すること。

公告日：令和7年8月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課名	茨城県土木部道路維持課	
(2) 住所	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6	
(3) 担当及び連絡先	(庶務) 担当	担当：鈴木 宏明 電話：029（301）4454 Email：doi@pref.ibaraki.lg.jp
	(工務) 担当	担当：有賀 祐輔 電話：029（301）4459

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	07国補橋修 第07-04-521-0-001号 07県単橋修 第07-59-270-0-001号 合併 長峰橋耐震補強工事
(2) 路河川名及び工事場所	主要地方道 土浦境線 つくば市上郷
(3) 工事概要	橋梁耐震補強工事（P1） ポリマーセメントモルタル巻立て工 （吹付厚 t=116mm） N=1 基 仮締切工 N=1 式
(4) 工期	令和8年3月30日（想定工期：270日間）
(5) 建設工事の種類（業種区分）	土木一式工事

(6) 予定価格	金 2 2 1, 4 0 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）	
(7) 総合評価方式の適用	本工事は、企業の実績等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型（Ⅱ））の工事である。	
(8) 最低制限価格	設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）	
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り	ア 本工事の入札は、分割発注・同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ① (工事番号、工事名) ② (工事番号、工事名) ③ (工事番号、工事名) イ 本工事に特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定JVをそれぞれ結成する場合に限り、アに示すその他の工事に対しても、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うことができる。 ウ アに示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一構成の特定JVは、同日に実施されるその後の分割工事・同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無し	
(11) その他	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと。）。

(1) 入札参加資格		
2 (1) に示す工事の施工を目的として結成された特定JVとして、以下のア～カのいずれも満たし、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること（資格決定に係る申請方法等については、5 を参照。）。		
ア 構成員数	2 者	
イ 出資比率	各構成員の出資比率の下限は 3 0 % 以上、代表構成員の出資比率は全構成員中最大であること。	
ウ 建設業許可	全ての構成員が、土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。	
エ 経営事項審査	全ての構成員が、土木一式工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審	

	査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。		
オ 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	(ア) 対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）を含む特定JVでないこと。 (イ) 受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）を含む特定JVでないこと。 ※：詳細については、入札公告（共通編）による。		
	設計業務等の受託者	(株) 長大	
カ 各構成員別の基準	(2)以降の基準をそれぞれ満たすこと。		
キ 共通事項	入札公告（共通編）による。		
(2) 代表構成員に係る基準（いずれも満たすこと）			
ア 単体としての入札参加資格（いずれも満たすこと）	土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級であり、かつ、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の総合点数が、1,200点以上の者であること。		
イ 施工実績（いずれも満たすこと）	日本国内において、同種工事又は類似工事を元請として施工したものうち、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間に竣工した公共工事の実績があること。 （日本国内における実績は、国、地方公共団体、特殊法人等発注の道路橋又は鉄道橋に限る。なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定されているものとする。） （共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。） ・同種工事…橋脚巻立て工法による橋梁耐震補強工事 ・類似工事…橋梁下部新設工事又は同種工事以外の橋梁下部耐震補強工事		
ウ 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	(ア) 本工事へ専任で配置できること（本工事のみの専任配置とすること。）。 (イ) 1級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者である等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。 (ウ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 (エ) （発注者名）の発注した（同種又は類似の工事の内容）工事のうち、 年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を、元請の（主任（監理）技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。） 、現場代理人等）として施工した経験を有する者で		

		あること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。
		(オ) 建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）でないこと。
		(カ) 建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）でないこと。
		(キ) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
		(ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。
		(ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(3) 代表構成員以外の構成員に係る基準（いずれも満たすこと）		
	ア 単体としての入札参加資格（いずれも満たすこと）	土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級又はA等級であること。
	イ 施工実績（いずれも満たすこと）	(ア) (地域名) 内において、(発注者名) の発注した一件の規模が 円以上の（同種又は類似の工事の内容）工事のうち、 年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 (イ) 茨城県が発注した一件の規模が 円以上の（工事の内容）工事のうち、 年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
	ウ 配置予定技術者（いずれも満たす）	(ア) 本工事へ専任で配置できること（本工事のみの専任配置とすること。）。 (イ) 1級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を

	こと)	有するものと国土交通大臣が認定した者である等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
	(ウ)	建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証(土木一式工事に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
	(エ)	(発注者名)の発注した(同種又は類似の工事の内容)工事のうち、一年一月一日から一年一月一日の期間に竣工した工事を、元請の(主任(監理)技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人等)として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。
	(オ)	建設業許可における営業所技術者等でないこと。
	(カ)	経營業務の管理責任者等でないこと。
	(キ)	当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
	(ク)	現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)
	(ケ)	本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	土浦土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること(入札情報サービス)。 URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
(2) 設計図書に関する質疑	設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 (電子入札システムURL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html) ・ 質疑受付期間 令和7年8月8日～令和7年8月20日(休日を除く。)

	いずれも 9 時から 17 時まで ・ 提出先 : 担当部局 ・ 回答閲覧期間 令和 7 年 8 月 22 日～令和 7 年 9 月 19 日 (休日を除く。) いずれも 9 時から 17 時まで
(3) 現場説明会	実施しない。

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を以下の(1)～(8)により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法	郵送による（書留郵便に限る。）。	
(2) 提出先	1 の担当部局	
(3) 申請期間	令和7年8月25日（月）まで必着	
(4) 申請時の提出書類（紙媒体に限る。） 【様式を必ず添付して、公告すること。】	ア 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）	3 部
	イ 特定建設工事共同企業体協定書	3 部
	ウ 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等） ※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。	各 1 部
	エ 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状	1 通
	オ 返信用封筒（ア～ウに掲げる書類各 2 部を返送するのに必要な切手を貼付すること。）	1 通
(5) 申請書の作成説明会	実施しない。	
	実施する。 ——・日時——年——月——日 ——・場所——	
(6) 申請書のヒアリング	実施しない。ただし、提出された書類について、説明を求めることがある。	
	実施する。 ——・日時——年——月——日 ——・場所——	
(7) 代表構成員以外の構	ア 申請方法等	

成員が指名停止措置を受けた際の入札参加資格地位承継認定申請	(ア) 提出方法及び提出場所 緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。 (イ) 提出書類 a 特定建設工事共同企業体解散届 b 入札参加資格地位継承認定申請書 c 新たに結成する特定JVに係る(4)に掲げる書類 d 新たに結成する特定JVに係る6(3)に掲げる書類 イ その他、地位承継(再結成)に係る詳細の条件等については、入札公告(共通編)による。
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

6 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者(特定建設工事共同企業体)は、5のほか、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出し、本工事への競争参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表(兼評価点算定資料一覧表)」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)により申請すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※：画像ファイル等で提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。 (電子入札システムURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 申請期間	ア 受付開始：令和7年8月21日(木)9時00分 イ 締切：令和7年8月25日(月)17時00分(必着) ※：休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号) (全構成員について、作成すること。) (承認を受けたうえ紙申請とする場合及び5(7)の場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。) イ 6-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連) ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)及び(2)の資料 エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書) オ 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(全ての構成員に係るものを、書留郵便等により提出すること)

	カ 電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2 (10)において、本工事の落札者と同一構成の特定 J V が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者と同一構成の特定 J V が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること。）。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること。）。 ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※：郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5) 提出書類（(3)イの技術資料を含む。）の作成説明会	実施しない。 実施する。 ——・日時——年——月——日 ——・場所——
(6) 提出書類（(3)イの技術資料を含む。）のヒアリング	実施しない。ただし、提出書類について、説明を求めることがある。 実施する。 ——・日時——年——月——日 ——・場所——
(7) 共通事項	入札公告（共通編）による。

6－2 総合評価方式に係る技術資料

6 の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第 1 号） イ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第 2 号）
----------------	---

	ウ 施工実績評価資料（様式第 3 号） エ 配置予定技術者評価資料（様式第 4 号） オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第 6 号） カ 地域活動実績（ボランティア）評価資料（様式第 7 号） キ 企業の新規雇用実績（様式第 14 号） ク 若手又は女性技術者の配置（様式第 15 号） ケ 登録基幹技能者の配置（様式第 16-1 号） コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第 17 号） サ ICT施工技術の活用計画書（様式第 18 号） シ 週休 2 日制工事の施工実績（様式第 19 号） ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第 20 号） セ 技術資料の一括提出申請書（別記様式第 0 号） ※ウ、エについては、コリンズのほかに必要に応じて、図面の写し等施工実績（経験）があることが判断できる資料を添付すること。
(2) 提出方法	6 (1)に同じ。（5 の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	6 (2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、1 位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は 0 点とする。 エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

7 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札システム URL : http://ppi.cals-ibarak.lg.jp/nyusatsu.html ）
(2) 入札期間	ア 受付開始：令和 7 年 9 月 17 日（水）9 時 00 分 イ 締切：令和 7 年 9 月 19 日（金）17 時 00 分（必着） ※休日は入札を受け付けない。

(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。 ※:Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、テキストファイル(.csv)に変換して提出する。 イ 入札価格に関する誓約書（別添様式2）（郵送（書留に限る。）等により提出）
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	令和7年9月22日（月）11時から
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	有効な入札として取り扱う。
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。

8 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という。）第6条第4項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、別途担当部局から連絡する。 (1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。	
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。	
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告（共通編）による。	
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に（契約）課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、（契約）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/	
(5) 議会の議決	不要	
	要	この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。 —なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。	
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。	
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた	

	工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしうえて入札すること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。	
(8)火災保険付保険の要否	要する	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約 予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
	有り	無し
(10) 調査基準価格の算定 に係る留意事項	無し	
	有り (1) _____ (2) _____ 【例えば、設備工事などなど特殊な積算体系の工事において、「(1)直接工事費に機器費を加えた金額を直接工事費相当額として算定する。」等と記載することを想定。】	
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。	

10 その他

- (1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL： https://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukoku_kyoutsuu/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

- (2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

(様式第6号)

[工事番号・工事名]

07国補橋修 第07-04-521-0-001号

07県単橋修 第07-59-270-0-001号 合併 長峰橋耐震補強工事

評価点の算定方法

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）及び工事件数により評価する。 評価の対象は、 <u>令和2年4月1日から令和7年3月31日</u> までに竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の <u>土木一式工事</u> の評定点及び工事件数とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。	4.0点	「81点以上かつ工事件数5件以上」	4.0点
		「81点以上」又は 「80点以上81点未満かつ工事件数5件以上」	3.5点
		「80点以上81点未満」又は 「78点以上80点未満かつ工事件数5件以上」	3.0点
		「78点以上80点未満」又は 「76点以上78点未満かつ工事件数5件以上」	2.5点
		「76点以上78点未満」又は 「74点以上76点未満かつ工事件数5件以上」	2.0点
		「74点以上76点未満」又は 「72点以上74点未満かつ工事件数5件以上」	1.5点
		「72点以上74点未満」又は 「70点以上72点未満かつ工事件数5件以上」	1.0点
		「72点未満」・対象無し	0点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した（実績共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、 <u>平成27年4月1日から令和7年3月31日</u> までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	1.0点	同種工事※の実績有り	1.0点
		上記以外	0点
ウ 配置予定技術者の施工経験 同種工事又は類似工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、 <u>平成27年4月1日から令和7年3月31日</u> までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	1.0点	同種工事※の経験有り	1.0点
		類似工事※の経験有り	0.5点
		上記以外	0点
エ 優秀主任（監理）技術者の受賞 配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県建設業者表彰規程）の受賞又は土木部各事務所における優秀主任（監理）技術者表彰受賞の有無により評価する。 評価の対象は、 <u>令和2年度から令和6年度</u> における受賞とする。	1.0点	知事表彰又は 企業局長表彰の受賞有り	1.0点
		事務所長表彰の実績有り	0.5点
		受賞無し	0点
オ 週休2日制工事の施工実績 茨城県が発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は、 <u>令和5年度</u> に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0点	履行実績取組証有り	1.0点
		履行実績取組証無し	0点
カ 災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設（道路、河川、公園等）に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。 評価の対象は <u>令和2年4月1日から令和7年3月31日</u> までの地域貢献の実績及び <u>令和6年5月</u> に実施した防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。 ※夜間：17時～8時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0点	工事箇所のある市町村における夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0点
		工事箇所のある市町村における地域貢献の実績有り	2.0点
		地域貢献の実績有り	1.0点
		防災訓練等の参加有り	0.5点
		防災訓練等の参加無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
キ 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、 令和5年度又は令和6年度 において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る	1.0 点	実績有り	1.0 点
		実績無し	0 点
ク 地域活動（ボランティア）の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、 令和5年度及び令和6年度 において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は 令和5年度及び令和6年度 において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5 点	実績有り	0.5 点
		実績無し	0 点
ケ 地域内拠点の有無 工事箇所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する	2.0 点	共同企業体の代表構成員の本店が土浦土木事務所管内にある	2.0 点
		上記以外	0 点
コ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、 令和5年4月1日 以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績がある場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点
サ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0 点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0 点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5 点
		若手又は女性技術者の配置無し	0 点
シ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録橋梁基幹技能者（又は登録圧入工基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録切断削孔基幹技能者、登録鉄筋・土工基幹技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。	1.0 点	登録橋梁基幹技能者（又は登録圧入工基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録切断削孔基幹技能者、登録鉄筋・土工基幹技能者）の配置有り	1.0 点
		登録基幹技能者の配置無し	0 点
ス 災害時の基礎的事業継続力の認定 入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無で評価する。	1.0 点	認定有り	1.0 点
		認定無し	0 点
合 計	18.5 点		

※競争参加資格の要件に示す同種工事及び類似工事に同じ。